

災害時等における隊友会の協力に関する協定

山形県（以下「甲」という。）と公益社団法人隊友会山形県隊友会（以下「乙」という。）は、大規模な災害等から県民の生命、身体及び財産を守るため行う協力（以下「協力」という。）に関し、次のとおり協定を締結する。

（目的）

第1条 この協定は、山形県内において自然災害、大規模事故、武力攻撃事態等又は緊急対処事態、その他県民の生命、身体及び財産に重大な被害が生じ、又は生じるおそれがある場合（以下「災害時等」という。）において、甲が乙に対して協力を要請する際に必要な事項を定めることを目的とする。

（協力の内容）

第2条 甲は、災害時等において、乙の協力が必要であると認められるときは、乙に対し次の事項について協力を要請することができる。

- (1) 対策本部、対策本部地域支部（以下「本部等」という。）の運営に必要な情報の収集・整理業務の補助（本部等事務局活動、市町村連絡調整員の活動補助、地域被害情報の通報等）
- (2) 災害・安否・生活情報の収集、伝達の補助
- (3) 自ら避難することが困難な者（高齢者、障害者、乳幼児等）の避難及び誘導の補助
- (4) 給水、炊き出しその他の救援活動の補助
- (5) 避難所の開設及び運営の補助
- (6) がれきの撤去、清掃及び防疫の補助
- (7) 物資、資材等の配分及び運送の補助
- (8) その他甲が必要と認める業務の補助

（協力の要請等）

第3条 甲は、乙に対して前条各号に定める協力を要請するときは、様式第1号により行うものとする。

ただし、緊急を要するときは、口頭等で要請し、その後速やかに当該文書を送付するものとする。

- 2 甲は、乙に対して要請した協力の必要が無くなった時は、速やかに様式第2号により乙に通知するものとする。
- 3 乙は、甲の要請により可能な範囲で協力するものとする。

（安全の確保）

第4条 甲は、その要請を受けて協力する乙の会員に対し、協力の内容に応じ安全の確保に十分に配慮するものとする。

- 2 甲は、甲が実施する国民保護措置の実施に必要な援助について協力する乙の会員に対し特殊標章等（国民保護法第158条第1項に規定する特殊標章又は身分証明書という。）を交付するものとする。
- 3 乙の会員は、交付された特殊標章等を適切に管理し、国民保護措置を実施する者の識別のために必要なときは、国民保護法の規定に基づき使用するものとする

（第三者等に対する損害）

第5条 乙は、甲及び甲に要請の依頼を行った市町村の責めに帰さない事由により、第3条に定める協力の実施に伴って第三者へ損害を与えたときは、その賠償の責めを負うものとする。

（損害補償等）

第6条 甲が乙に協力を要請した場合は、乙は乙の負担でボランティア保険に加入するものとする。

- 2 甲は、その要請により協力をした乙の会員が、そのため死亡し、負傷し、若しくは疾病にかかり、又は障害の状態となった場合であって、国民保護法、災害対策基本法その他関係する法律（以下「関係法令」という。）で定める損害補償等の要件に該当するときは、関係法令の規定に基づき、その損害を補償するものとする。

（経費の負担）

第7条 乙が協力を行うために要した経費については、原則として乙が負担するものとする。

（平常時の協力）

第8条 甲及び乙は、協力を円滑に実施するため、平素から情報交換を行うものとする。

- 2 乙は、甲が実施する訓練等に積極的に参加するものとする。また甲は、乙の協力を必要とする支援を行うものとする。
- 3 乙の会員が訓練等に参加するための費用は、乙の負担とする。

（協議）

第9条 この協定に定めのない事項又は協力内容に疑義が生じたときは、その都度、甲乙協議して定めるものとする。

（有効期間）

第10条 この協定は、協定締結の日から効力を有するものとし、甲又は乙が文書をもって協定の終了を通知しない限り、その効力を有するものとする。

この協定の締結を証するため、本書2通を作成し、甲乙署名の上、各自1通を保有する。

平成25年7月25日

甲 山形県知事

吉村美栄子

乙 公益社団法人隊友会山形県隊友会

会長

阿部昭夫